

補助金等の支出状況の公表に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、補助金等の支出に関し県民に説明する責務を果たすため、補助金等の支出状況の公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において補助金等とは、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。

（補助金等の支出状況の公表等）

第3条 補助金等の交付に関する事務を所管する所属（第3項において「所管所属」という。）の長は、その所管する補助金等（予算に計上されたものに限る。）に関する情報のうち、次に掲げるものを公表する。

- 一 補助金等の名称に関する情報
 - 二 交付先に関する情報
 - 三 年度末（出納整理期間を含む。）における交付先ごとの支出額に関する情報
- 2 前項の規定による公表に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の諸規定を遵守するとともに、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）第8条各号に規定する不開示情報に該当する情報の取扱いに十分注意する。
- 3 所管所属の長は、第1項の規定による公表に併せて、交付要綱等を公表する。

（公表の期限）

第4条 前条第1項及び第3項の規定による公表は、正当な理由がある場合を除き、補助金等が予算に計上された年度の翌年度の6月30日（この日が山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合は、その翌日）までに行う。

（公表の方法等）

第5条 第3条第1項及び第3項の規定による公表は、山梨県ホームページ（次項において「県ホームページ」という。）への掲載により行う。

2 県ホームページへの掲載期間は、5年とする。

（他制度との調整）

第6条 補助金等の支出状況等の公表について、法令等（法令、条例、規則、訓令、この要綱以外の要綱及び要領をいう。）で別段の定めがある場合は、当該法令等の定めるところによる。

（委任）

第7条 この要綱の運用に当たって必要な事項は、行政法務課長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱の規定は、平成19年度以降の予算に計上された補助金等について適用する。

この場合において、平成１９年度予算に計上された補助金等の適用については、第４条中「補助金等が予算に計上された年度の翌年度の６月３０日（この日が山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第６号）第１条第１項に規定する県の休日に当たる場合は、その翌日）」とあるのは「平成２１年３月１９日」と、第５条第２項中「５年」とあるのは「４年」とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。